

平成二十一年二月十日提出
質問第一一二号

高齢者の犯罪に関する質問主意書

提出者 照屋寛徳

高齢者の犯罪に関する質問主意書

日本は、他の先進国が経験した事のないスピードで高齢社会を迎えている。「団塊の世代」が六十五歳に達する二〇一二年には、高齢者人口は、三千万人を超す見込みだと言われている。そのような高齢社会にあつて、刑法犯で検挙される高齢者が増え、高齢受刑者の割合も増えている。年金、介護、医療、福祉の貧困が高齢者を犯罪に走らせているとの指摘もある。長寿県沖縄の動向も心配である。

以下、質問する。

一 二〇〇六年、二〇〇七年、二〇〇八年に刑法犯で検挙された六十五歳以上の高齢者は全国で何名か、うち沖縄県は何名か、各年毎に明らかにした上で、このような状況に対する政府の見解を示されたい。

二 一九八八年と二〇〇七年を比較して、高齢者の刑法犯が高齢者人口に占める全国と沖縄県の割合はどのように変化したのか、具体的な割合比を明らかにした上で、このような変化が生じた理由について政府の見解を示されたい。

三 二〇〇七年の高齢者による刑法犯の中で、全国と沖縄県別に、多い順に犯罪行為の別を明らかにし、また、高齢者刑法犯の男女別にその犯罪傾向を明らかにした上で、沖縄県における高齢者刑法犯の特徴につ

いて、どのように認識しているか、政府の見解を示されたい。

四 二〇〇六年、二〇〇七年、二〇〇八年の受刑者全体に占める六十五歳以上の高齢受刑者の割合はいくらか、また、同年のドイツ、イギリス、アメリカの高齢受刑者の割合はいくらかを示した上で、諸外国に比べ、我が国の高齢受刑者の特徴について、どのように認識しているか、政府の見解を示されたい。

五 政府は、高齢者の刑法犯の増加、高齢受刑者の割合増加の原因をどのように分析しているのか、また、その対策をどのように講ずるつもりか、見解を示されたい。

右質問する。